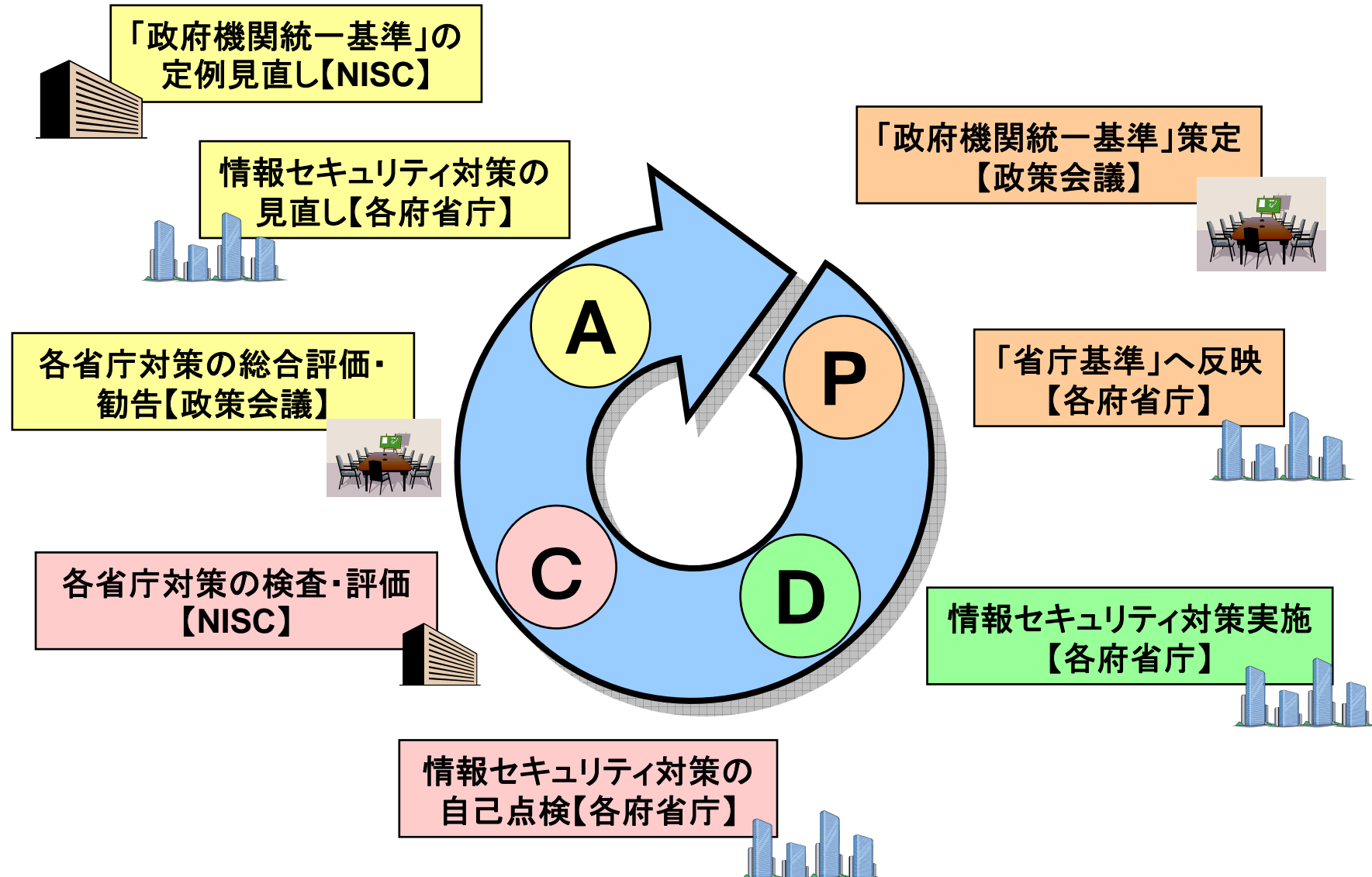


「政府機関統一基準」に基づくPDCAサイクル



第1部 総則

第2部 組織と体制の構築

- 組織・体制の確立(各責任者等の権限と責務の明確化等)
- 情報セキュリティ対策の教育
- 情報セキュリティ対策の自己点検
- 見直し
- 違反と例外措置
- 障害等の対応
- 情報セキュリティ対策の監査

第3部 情報についての対策

- 情報の格付け
- 情報の取扱い(利用・保存・移送・提供・消去)

第4部 情報セキュリティ要件の明確化に基づく対策

- 情報セキュリティ機能
 - 主体認証、アクセス制御、権限管理、証跡管理、情報保証、暗号・電子署名
- 脅威対策
 - セキュリティホール対策、不正プログラム対策、サービス不能攻撃対策
- 情報システムのセキュリティ要件
 - 情報システムの設計・構築・運用等

第5部 情報システムの構成要素についての対策

- 安全区域
- アプリケーション(共通、電子メール、ウェブ)
- 電子計算機(共通、端末、サーバ)
- 通信回線(共通、庁内、庁外)

第6部 個別事項についての対策

- 機器等の購入
- ソフトウェア開発
- 府省庁支給以外の情報システム(私物PC等)による情報処理の制限
- 外部委託
- 府省庁外での情報処理(情報の持ち帰り等)の制限
- その他

☆ 対策レベル: 「基本遵守事項」(必須の対策事項)と「強化遵守事項」(重要なシステムにおいて必要性を判断して取り入れる対策事項)